

2024.7.1

経済的虐待に関する追加報告

特定非営利活動法人 自立生活センター・立川
〒190-0023 立川市柴崎町 2 丁目 10-16 オオノビル 2F
☎ 042-525-0879
理事長 鈴木 徳子

当法人が元職員による利用者に対する経済的虐待事件について、2022 年 7 月 1 日当法人ホームページにて「経済的虐待に関する報告」を掲載しました。

その後、2024 年 1 月 30 日をもって、被害に合われたすべての方(10 名)に被害弁償(約 3600 万円)を終えることができたことを報告します。また、追加報告として、現在まで行ってきた業務改善状況についても以下に報告します。

本件発覚後の当法人における対応及び改善状況

当法人において、以下のとおり、対応及び改善を行なった。

業務改善計画の提出及び改善

(1) 業務改善計画

2022 年 5 月 13 日付けで、立川市障害福祉課に対し、当法人として経済体虐待が発生した原因を分析し、以下の項目を中心とする再発防止のための改善計画を提出した。

- ① 当法人として金銭管理支援のあり方
- ② 内部規程
- ③ 職場環境の改善及び職員教育等
- ④ 業務の相互チェック体制の構築
- ⑤ 会計処理と監査方法の改善
- ⑥ 組織改革

(2) 上記計画を踏まえた改善内容

① 当法人としての金銭管理支援のあり方

2022 年 10 月 20 日に「利用者預り金等管理に関わる取扱規程」を定め、法人内においては原則として預り金等の管理は行わないことを明記し、同規程に違反した職員には懲戒処分を行うことを明記した。

ただし、利用者支援のなかで緊急やむを得ず一時的に金銭管理を迫られる場合もありうることから、同規程でその要件を厳格に定め、加えて、その場合の「預り金等管理に関わる取扱フローチャート」も定めた。

② 内部規程

当法人の内部規程として、2022 年 4 月 1 日に「身体的拘束等の適正化のための指針」

を、2022 年 11 月 1 日に理事長と事務局長の役割を明確化させた「職務権限規程」を、2023 年 4 月 1 日に「ハラスメント対応ガイドライン」を新設した。

また、2022 年 4 月 1 日に「虐待防止対応規程」を、2022 年 11 月 1 日に「経理規程」を、2023 年 4 月 1 日に「職員賃金規定」「育児休業等に関する規則」「介護休業等に関する規則」を改訂した。

③ 職場環境の改善及び職員教育等

虐待防止委員会を定期的に開催した（2022 年 7 月 11 日、8 月 25 日、9 月 22 日、10 月 27 日、11 月 10 日、12 月 22 日、2023 年 1 月 26 日、2 月 16 日、3 月 16 日、4 月 27 日、6 月 22 日、8 月 24 日、10 月 19 日、12 月 21 日、2 月 22 日）。

また、法人内部で虐待防止研修を実施し（2022 年 11 月 2 日、2023 年 2 月 1 日、2023 年 6 月 7 日、2023 年 12 月 6 日）、延べ 85 人の職員が参加をした。法人外部でも、東京都及び立川市主催の研修に、延べ 27 人の職員が参加をした。

④ 業務の相互チェック体制の構築

理事長、事務局長のいずれかが、各部の会議に参加することとし、各部門の業務をチェックできるようにした。

また、責任者会議を月 2 回行い、各部責任者より報告を受け、責任者間でも業務を共有できる体制とした。

さらに、月 1 回行なっている全体事務局会議にて、各部担当月を決め、各部より事例報告や事業、業務内容の説明を行い、法人内部での人事異動や担当変更などもできるよう、各部の業務の共有を行なっている。

⑤ 会計処理と監査方法の改善

改訂を行なった経理規定に沿って、会計処理を行なっている。従前どおり、法人内会計については会計事務所に委託し、会計事務所によるチェックを受けている。当法人内の経理責任者を事務局長とし、会計責任者（総務責任者）と月 1 回金庫保管金品の確認、会計事務所との打合せ、月 2 回小口現金の確認を行なっている。

法人会計外として取り扱っていた「立川市障害者週間会計」は、障害者週間実行委員会に監査機能をもたせることとした。また、利用者とともに行なったバザーの売り上げなどは法人会計外のままとしているが、法人内の金庫で管理をし、複数職員で確認、保管することとしている。

なお、緊急やむを得ない場合の金銭管理については、現在までそのような必要性が発生しておらず、本報告書作成時点で利用者の金銭管理は行われていない。

⑥ 組織改革

本件発生時の理事長（前理事長）は、2022 年 5 月末をもって理事長及び理事を解任、理事 3 名及び監事 1 名が辞任し、新たに法人外部より、理事 3 名、監事 1 名が就任した。

また、2022 年 6 月に新体制となり、本件発生時に不在となっていた事務局長職に新たに職員を配置した。併せて、2022 年 10 月には、前理事長が責任者を務めていた生活介護事業及び計画相談の責任者を変更した。

最後に

本件は、本来防ぐことのできた事件であり、当法人として二度と起こしてはならない事件です。上記のとおり、現時点で明らかになっている被害については、その損害額を算定し、利用者等に説明のうえ、その全額の弁償を終え、また、これまで規程の整備、管理体制や責任者の明確化、職員の啓発等の業務改善を行なってきましたが、利用者や関係者からの信頼を取り戻すためには十分とはいえません。

この追加報告をもって、この事件を終了とするのではなく、記載した事項は最低限の責任であることを自覚し、改めて利用者や関係者の皆様から信頼を得られるだけの法人となるよう、これからも法人一丸となり、改善・改革を続けていきます。